

1月のごみ収集日についてお知らせ

1月のごみ収集日予定表(1月のごみ収集日程です。確認後、きちんと分別して出してください。)

地区名 ごみ区分	越 河 齋 川 大 平	大鷹沢 白 川 小下倉	大鷹沢田中	福 岡 小 原	市街東北本線 東 側	鷹 巣	市街東北本線 西 側
ペットボトル (第1)	9日(火) (第2に変更)	15日(月) (第3に変更)	5日(金)	4日(木)	5日(金)	15日(月) (第3に変更)	10日(水) (第2に変更)
紙 類 (第2)	16日(火) (第3に変更)	15日(月) (第3に変更)	12日(金)	11日(木)	12日(金)	15日(月) (第3に変更)	17日(水) (第3に変更)
びん類 (第2・第5)	16日(火) (第3に変更)	15日(月) (第3に変更)	12日(金)	11日(木)	12日(金)	15日(月) (第3に変更)	17日(水) (第3に変更)
缶・プラスチック (第3)	23日(火) (第4に変更)	22日(月) (第4に変更)	19日(金)	18日(木)	19日(金)	22日(月) (第4に変更)	24日(水) (第4に変更)
もやせないごみ (第4)	30日(火) (第5に変更)	29日(月) (第5に変更)	26日(金)	25日(木)	26日(金)	29日(月) (第5に変更)	30日(水) (第5に変更)
もやせるごみ	火・金	月・木	月・木	月・水・木	火・水・金		
	5・9・12 16・19 23・26 30	4・11・15・18 22・25・29	4・11 15・18 22・25 29	4・10・11・15 17・18・22・24 25・29・31	5・9・10 12・16・17 19・23・24 26・30・31		

不忘・川原子地区のもやせるごみは、毎週水曜日に収集します。

年始の「ごみ・し尿」の業務について(お知らせ)

ごみの収集について

上記ごみ収集日程表のとおり、1月4日(木)から収集を行います。
1月1日(月)～3日(水)までと8日(月・成人の日で祝日)は、ごみ収集は行いません。
このことから、変更している地区がありますので、お間違えのないよう出してください。

資源ごみ、もやせないごみの収集について

越河・齋川・大平地区の資源ごみ、もやせないごみの収集の変更
1月2日(第1火)は収集しないため、1週ずつ繰り下がります。(上記収集日程表参照)
大鷹沢・白川・小下倉・鷹巣地区の資源ごみ、もやせないごみの収集の変更
1月1日(第1月)1月8日(第2月)は祝日により収集しないため、以下のとおり変更収集します。

- 1月15日(第3月)に「ペットボトル」「紙類」「ビン類」を収集
- 1月22日(第4月)に「缶・プラスチック類」を収集
- 1月29日(第5月)に「もやせないごみ」を収集

市街東北本線西側地区の資源ごみ、もやせないごみの収集の変更
1月3日(第1水)は収集しないため、1週ずつ繰り下がります。(上記収集日程表参照)

し尿のくみ取り

年始は1月4日(木)から通常業務で収集を行います。
年始は大変混み合いますので、計画的に申し込み願います。なお、汲取券がない場合はくみ取り
できませんので、必ず事前にご準備ください。

火 葬 年始は1月3日(水)から通常業務となります。

詳しくは、衛生センター第一事業所へお問い合わせください。 ☎ 27 - 2111

お問い合わせ 白石市民生部生活環境課 ☎ 22 - 1314

平成13年度

市民税・県民税の申告相談

2月2日～3月15日

申告を必要とする方

今年の1月1日現在、市内に住所を有している方は、原則として申告書を提出しなければなりません。

(該当者)

商業・農業・製造業などの事業を営んでいる方

譲渡・不動産・配当・利子・雑収入などの所得のあった方

給与所得または公的年金等(国民年金、厚生年金、農業者年金、各種共済組合年金など)による所得以外の所得のあった方

給与または公的年金等で、2カ所以上の所得のあった方

給与所得者または公的年金等所得者で、事業所または公的年金等支払者から、給与支払報告書、または公的年金等支払報告書が白石市に提出されていない方

所得のなかった方も、申告書の裏面に、所得のなかった事由を書いて提出してください。

税務署に所得税の確定申告書を提出される方や、給与支払報告書が白石市に提出されている方は申告の必要がありません。

申告に必要なもの

申告には次のものが必要です。

所得の状況が明らかな帳簿や領収書、またはこれらが確認できるもの(計算資料など)

配偶者・扶養親族などの収入額がわかるもの

医療費などの受領書

生命保険料・損害保険料などの支払証明書など

印鑑

所得税の確定申告

所得税の確定申告は、平成12年中の所得と、それに対する所得税の納め過ぎや、不足分を精算するための申告です。

源泉徴収票や予定納税で納め過ぎになっている方、給与所得などで雑損控除や医療費控除を受けられる方、年の中途で退職し、その後就職しないため年末調整を受けなかった方などは、確定申告をしなければ、納め過ぎになっている税金は還付されません。

税金の還付を受けられる方は、2月15日以前でも、税務署で申告書を受け付けていますから、早めに申告をして還付を受けてください。

なお、印鑑(預金通帳に使用のもの)と預金通帳(郵便貯金通帳も可)を持参のうえ申告してください。

市・県民税の申告相談日程表(午前9時～11時・午後1時～4時)

月 日	会 場	自 治 会		月 日	会 場	自 治 会	
		午 前	午 後			午 前	午 後
2 / 2(金)	小 原 公民館	上戸沢、下戸沢 冷清水	赤井畑、大熊 塩倉	23(金)	深 谷 公民館	西区下、東区	北区、三住
5(月)		東、中北、新町	猿鼻、赤坂、湯元 明戸、小久保平	26(月)	福 岡 公民館	上原、下原、山ノ下	鎌先、弥治郎、大綱
6(火)	大 平 公民館	大平2区、3-1区	1区、8区、9区	27(火)		沖	山根
7(水)		大平3-2区、7区	4区、5区、6区	28(水)		八宮、芹沢	蔵王、不忘、川原子
8(木)	大鷹沢 公民館	大鷹沢1区、2区 田中	3区、4区、6区	3 / 1(木)		滝上、尾籠、岩ノ上	滝下
9(金)		大鷹沢5区、7区 8区	9区、10区、11区 12区	2(金)		本町、中町、長町 亘理町	南町
13(火)	白 川 公民館	白川1区	2区、4区	5(月)		田町	たばこ耕作者 (全地区)
14(水)		白川3区、5区	6区、7区	6(火)		短ケ町、新町 中益岡、東益岡	西益岡、寿町 清水小路
15(木)	齋 川 公民館	齋川1区、2区、3区	4-1区、4-2区	7(水)		本郷第1、旭町	柳町
16(金)		齋川5区、6区	7-1区、7-2区、8区	8(木)		本郷第3	
19(月)		越河1区、2区	3区、4区	9(金)		本郷第2、本郷第4	郡山
20(火)	越 河 公民館	越河5区、6区	7区	12(月)		上郡山第1 上郡山第2	鷹巣、小下倉
21(水)		越河8区、9区	10区	13(火)		緑が丘	寿山
22(木)	深 谷 公民館	西区上、南区	酪農事業者 (福岡全地区)	14(水) 15(木)		上記日程で申告できなかった方	

今後、地方税が改正されることもありますので、ご注意ください。
申告期限が近くなるほど待ち時間が長くなります。日程表による指定日に都合の悪い方は、できるだけ当該地区会場
で早めに申告してください。

この申告は、市民税・県民税が算定されるばかりでなく、国民健康保険税の算定・児童手当・重度心身障害者医療費
などの支給基礎算定のほか、収入・所得などの各種証明の資料となります。

市税の納付は口座振替が便利です。ご希望の方は申告会場に「預金通帳・印鑑・納税通知書」をご持参ください。

問い合わせ 税務課市民税係 ☎ 22 - 1313